

# 「建築統計の年間動向」使用許諾契約書

(2024. 10. 01 適用)

『建築統計の年間動向』（以下「本製品」といいます。）をご使用になる前に、必ず下記の使用許諾契約書（以下「本契約」といいます。）をお読みください。

本契約は、お客様（使用申込の際に登録された個人または法人で、そのいずれかを問いません。）と一般財団法人建設物価調査会（以下「当会」といいます。）との間に締結される法的な契約です。本製品とは、記録媒体（CD-ROM）ならびに収録された内容、印刷物（記録媒体に収録された内容を印刷したものを含みます。）をいいます。

お客様は、本製品の使用申込によって、本契約の条項に承諾したものとみなします。本契約の条項に同意されない場合、お客様は本製品の使用申込を行うことができません。

なお、本製品は、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。本製品は許諾されるもので、販売されるものではありません。

## 1. 権利の許諾

当会は、お客様が本契約のすべての条項を厳守することを条件として、お客様に対し、以下の権利を許諾します。

### ① 本製品の使用場所

お客様は、本製品の使用を許諾された事業所内に限り、使用することができます。本製品を不特定または多人数がアクセス可能な場所（ネットワークサーバ、クラウドコンピュータ等）に保存することはできません。

### ② 本製品の分離

本製品は1つの著作物として使用できます。本製品を分離して複数のPCで使用することはできません。

### ③ 本製品の印刷

お客様自らの使用に限り、本製品の内容を印刷することができます。

### ④ 本製品の翻案

お客様は、本製品を使用して新たな著作物（以下「二次著作物」といいます。）を創作することができます。その二次著作物に対しても著作権法上および本契約のすべてが適用されます。

## 2. その他の権利と制限

### ① 複製物の作成

お客様は、本製品のバックアップとして複製物を1部に限り作成することができます。お客様は、バックアップ用の複製物を、本製品を復元すること以外の目的で使用することはできません。

### ② 転貸

お客様は、第三者に対し本製品を使用させてはならず、また転貸することはできません。

### ③ 譲渡

お客様は、本製品の全部を一括してのみ第三者に譲渡することができます。ただし、その場合、本製品の複製物を保有することはできず、本製品の一切（記録媒体、本契約書、本製品の内容印刷物等を含みます。）を譲渡し、かつ譲受人に対し、本契約の条項に同意させることを条件とします。

### ④ 解除

お客様が本契約の条項に違反した場合、当会は本契約をただちに終了させることができます。この場合、お客様は、ただちに本製品およびその付属品をすべて破棄しなければなりません。

### ⑤ 著作権

本製品、付属のマニュアル等の文書および本製品の複製物についての著作権、知的財産

権は、当社が保有しています。

⑥ 返品ならびに返金

本製品は、理由の如何を問わず返品はお受けできません。また、お支払いを受けた使用料金は、いかなる場合も返金いたしません。

### 3. 保証範囲

① 免責事項

当社は、本製品の品質および機能がお客様の特定の使用目的に適合すること等を保証するものではなく、本製品の種類または品質に関する担保責任および保証責任を一切負いません。本製品の使用または使用できなかったことに起因して発生する直接のおよび間接的な問題は、すべてお客様の責任において処理されるものとします。

② 本製品の無償交換

当社は、本製品に物理的な不都合があり、本製品の引渡し後 30 日以内にお申し出があった場合にのみ、速やかに不都合のない製品と無償にて交換いたします。

③ 本製品の有償交換

火災、地震、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意もしくは過失、誤使用その他異常な条件下での使用において生じる等、当社の責に帰さない理由により生じた場合は、当社の規定により実費をご負担いただき、不都合のない製品と交換いたします。

④ 公表データの修正への対応

国土交通省により建築着工統計データの修正が発表された場合でも、当社から修正情報を本製品の使用者にお知らせすることはありません。政府統計の総合窓口「e-Stat」をご確認ください。

【e-Stat の URL】 <https://www.e-stat.go.jp/>

⑤ 賠償責任の上限

本製品に対する当社の賠償責任は、いかなる場合においてもお客様が実際に支払った金額を上限とします。

### 4. 一般条項

① 有効期間

本契約の有効期間は、本契約が成立したときから、お客様が本製品の使用を停止するまでの間とします。

② 準拠法・管轄裁判所

当社とお客様は、本契約に関して紛争が生じた場合には、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

③ その他

本契約の一部の条項が無効となった場合や法的な強制力を失った場合でも、その他の条項には影響を与えることなく、完全に有効性が保たれるものとします。

以上

## 一般財団法人 建設物価調査会

<販売業務代行>

株式会社 建設物価サービス

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 10-11

TEL : 03-3663-8711 FAX : 03-3663-1378